慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	羊毛工業の発達とmerchant adventurers（三）
Sub Title	
Author	高木, 寿一
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1922
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.16, No.3 (1922. 3) ,p.402(112)- 411(121)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19220301-0112

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

羊毛工業の發達と Merchant Adventurers (二)

高木壽一

六

Merchant Adventurers に對する特權の淵源に關しては、未だ稍〻不確定の問題に屬する。既に一二四八年 Brotherhood of St. Thomas Becket として、Brabant 公より、諸特權を得、更に之に對して、エドワード三世は、同方面の貿易の支配權を、許與せりと稱するも、(Wheeler. Treatise of Commerce p. 10) 通說に從へば、公然と認められるゝに到りしは、ヘンリー四世の時代に發せられる。

而して、之等の說の論據たるべきものは、一四〇七年 Holland, Zealand, Brabant, 及 Flanders に於ける英國商人に對する特權狀にして左の如き內容を有するものである。

適當、賢明なる支配、統轄の缺如により、Holland, Zealand, Brabant, Flanders の各地並に親善の關係にある他の海外諸地に居住せる英國商人は、從來屢〻諸〻の損害、不和、爭議、壓迫、不正を釀して居る。而して、吾人にして、速かに、之等商人の間に better Government を得べき手段を講ずるに非されば、將來、益其憂多からんとして居る。

茲に於て、England 及其屬領より、右の諸地方に赴く商人其他の人民が、公正なる支配を受くべきを切望し、左の諸權を該地方の商人に許容する。即、彼等商人は、其欲する儘に、幾回にても、又其便宜とする地に於て、自由に合法的に集會し得べき事。其適當なりとする地に於て、彼等の間より、適任なりとする、數名を選任して Governor となす事。而して更に斯くして選任せられたる、Governors に特種の權能を附與して、Governors 自ら或は其下にある disputies によりて該地方に居住する英國商人並に今後同地方に來往すべき英國商人を支配、統轄せしめ該地方に於て英國人間に生ぜる全〻ての訴訟、爭議に對し、能く速かに司直の任を盡さしむる事。及び英國商人及該地方の商人との間に於ける爭議解決の任に當らしむる事。英國商人が該地方にて受くる不利益の除去を計らしむる事。等を定め更に該英國商人等の一般の承認により、統轄に必要なりと認められるる、statutes, ordinances, customs を制定する事。governors, disputies 並に右の諸規約に、反抗して、服せざる商人は悉く、其罪に應じて適當に處罰するを得べき事。並に今後斯くして制定せられたる諸規約は全べて、適法なりと認むべしとし、右の諸項に對して公權力の認定を與へて居る。(Lucas: Beginnings of English Overseas Enterprise. Appendix p. 184-7)

上述の如く、一四〇七年の勅令は毫も、獨占的特權を附與せしにあらず、又 St. Thomas Becket とも、Merchant Adventurers とも云ふ所なく、其記する所は專ら、ニーデルランド方面に於ける、英國商人間の Better Government にして、唯、斯くして間接に、一の組合を成立せしめしも、入社金、並に公共的名稱に就いて何等、定むる所なく、極めて緩かなる團結を、齎らせるものである。

統率機關の存在、諸規定の遵奉、並に、其維持のために、支拂ふことゝなれる、一定の據金は、其團體の對外的結合の全部にして、其內部的結合は共同防衛の必要並に利害の共通に存すると云ふべきである。(Schanz: Englishe Handels

Politik vol. I p. 339. Lucas. Ibid. p. 62. p. 149.)る。(Cunningham: Growth of English Industry and Commerce. vol. I p. 416. Ashley. Economic Organisation of England p. 76)

Hewinsの云くる如く、全くての貿易會社は、外國貿易の新方面を開拓せんがために其特權を附與せらるゝものでなく。個人の自由企業は、特權會社に先行するものである。(English Trade and Finance. Introduction p. 14) Merchant Adventurers の場合に於ても、既に同方面に在住する英國商人に安寧と秩序とを與ふることによりて同貿易の發展を期したのである。

而して、十五世紀全般を通じて、英國織物工業の發達は、Staplers の富と勢力との衰微を招くと同時に、Merchant Adventurers の發展を齎らせるものである。(Abram: Social England in 15th Century p. 32) 十四世紀後期に於て、羊毛、並に織物の輸出入に關しては、エドワード三世が、一三七六年再び羊毛の輸出を禁じ、翌年更に、毛織物は洗張の後に非ざれば輸出すべからずと、命ぜしも、リチャード二世は羊毛輸出を解禁して、フランス向の他は其輸出を許した。斯くして、十五世紀前半に於ては、未だ英國主要輸出品は、織物にあらずして、寧ろ羊毛である。一四二一年に於ける羊毛輸出による關稅收入は、全關稅收入の 74 %を占めて居る。

Merchants of the Staple が一種の國家的機關として、主として、國庫收入の一大財源となり、專ら、英國領内にありてのみ取引を營めるに對し、Merchant Adventurers にありては、遠く海外に出でゝ、英國領外に赴き、外國貿易に從事し、新輸出品たる毛織物の貿易を主とする等の點に於て前者に比して遙かに大なる危險を冒し、其の企業的性質の顯著なるを見るのであ

而も、十五世紀後半に於ては、織物工業は國家の保護的政策によつて異常の發達をなした。其最も著しきは、其治世の大部分を通じて、進んで商工階級の福利增進に盡力し、專ら同階級に據れる點に於て Tudor 王朝に先蹤たりと稱せらるゝ、エドワード四世の保護政策である。(Lipson: Economic History. p. 401. Schanz. Handels Politik vol. II p. 14)

エドワード四世は一四六三年の法令に於て。羊毛は英國主要物產なるに鑑み、產業並に都市繁榮の增進を計らんが爲め、外國人の England 及 Wales より羊毛を購入し又は、之を輸送するを禁止し、羊毛、羊皮の類は唯、英國民によりてのみ、又、Calais に對してのみ、輸送せらるべきものである。但し、Northumberland 以下、數地の產出によるものに限り、唯 Newcastle より外國に輸出せらるるを許す。と定めた。斯く輸出制限によりて、國内に殘留せる羊毛の豐富なるに到らんか、織物工業の發達に資する所蓋し、尠くないであらう。(Macpherson: Annals of Commerce. vol. I p. 675. Thornley: England under the Yorkists 1460-85. p. 199.)

而して、同年、ロンドン其他の大小都市諸村落、(England 及 Wales)の工匠によりて議會に嘆願せられし所によれば、彼等は自己の職業に屬する、諸種の貨物が、外國人の手により、直ちに使用し得る既製品として多量に輸入せらるゝより、遂に職を失ふに到り、窮乏甚しく、生活を脅さるるとの故を以て、外國既製品輸入の禁止を求めた。其結果として、既製品たる、毛織物以下、多數貨物の輸入販賣を一時禁ずることゝなつた。同法令に列擧せられたる、輸入禁止品によりて、當時、英國に於て如何なる貨物が需要せられしか、如何なる工業が存在せしかを

推知し得るのである。(Thornley: 前掲 p. 201.: Macpherson. 前掲 p. 676.)

斯く、一時、輸入を禁止せられたる、外國製毛織物は次いで、永く、禁止せらるゝことゝなり、一四六五年八月以後、英國内に存する外國產毛織物は之を沒收す、但し、Ireland 或 Wales 產のもの及、海上の敵船より、獲たるものは、此限りに非ず。と宣言せられた。(Acts. 4 Edward 4th. c. 1.) 加之、同六七年に到りては、羊毛織絲並に、洗張前の織物の輸出は、仕上たる織物に課せらるべき關稅による國庫の收入を減じ、人民の職業の一部をも奪ふものなるが故に、之れを禁止すと命ずるに到つた。(Act. 7. Edward 4th c. 2. Macpherson. 前掲 p. 678 より。」

以上の如く、Edward 四世の政府は、羊毛輸出よりも寧ろ、織物輸出の奬勵を計り、專ら、工業保護に努めたるものである。

ヘンリー七世を以て始まる、Tudor 王朝は商工を業とする中層階級の上に依賴せるものである。彼等は長き薔薇戰爭に於ても、極力之に關係するを避け、唯、已むべからざる場合にのみ加はり、兩家の就れの勝利をも願ふ事なく、其主たる目的は勝利者と結ばんとするにあつた。彼等、中層階級は、其業に專心して、自己の地位の確立に多大の勞を費せりとは雖も、こは、彼等が實に徹底的に、國民にありながら國事を意とせざる態度を續けたるによりて、爲し得たる所である。貴族等が内亂によりて、疲弊せる間に中層階級は銳意、富の集積に努力したりし結果、從來、僧職によるか、戰場の武功によらざる限り望むを得ざりし榮達の途は、貨幣による富の力を以て開かるゝことゝなり、富は庶民のために其社會的差別の願望を滿たすべき手段となつたのである。外國貿易は、他國民との接觸によりて新思想を與へ、知的限界を擴大した。多大の危險と辛苦とを含み、惡路並に盜賊と戰ふ商人は勇氣と忍耐とを必要とし、彼等の生活は、企業的精神。冒險心を異常に振興した。

商業的精神は、社會全般に浸潤し、致富の途を說かざる書は、何人も顧るものなく、當時既に大陸に與りし、文藝復興の氣運も未だ英國に多くの感興を惹くに到らざりし一因も實に茲に存するであらう。中世的諸制度が其構成要素相互間の軌轢により、次第に倒壞しつつある間に、新時代の最大要素たるべき中層階級は益、其勢力を增加し勃興しつゝあつた。

斯る過渡の時代の經濟的變化が國民性に及ぼせる影響も亦、頗る複雜なる性質を有する。一部は善にして、一部は惡である。而も結局新希望を啓發し、國民の發達を必然のものとした。此過渡の混亂の裡に起りし、害惡と見るべき現象すら尙、滅亡し行く國民に見らるべき諸徵にあらずして、活力に溢れ、益々發育し行く國民に見らるべき害惡である。民族進步の爲めの諸力の自ら其裡に活躍せるを見るのである。

而してヘンリー七世の秩序維持の決意並に其開明なる商業政策は國民の歡迎する所となり、新王政は Feudalism 崩壞の上に建設せられた。茲に於て、强大なる政府の下に、中層階級の翼ふ所は只管に、平和裡にありて、羊毛を生長せしめ、織機を動かし、或は海に航して、經濟的繁榮に專心することであつた。(Abram: Social England in 15th Century p. 72, 92, 194, 207, 209, 211, 213, Gretton: English Middle Class, p. 76. Goldwin Smith: United Kingdom p. 289-90.)

斯くて、Merchant Adventurers の Tudor 朝に

到る迄に、成熟の域に達し、國家に於ける一勢力たるの地位を得、〈ンリー七世の治世に、Merchant Adventurers の名は初めて、公文書に用ひらるる事となつた。而して、一四九三年フランダー諸侯と英國との間に葛藤を生じ、其人民及貨物は英國より放逐せらるゝと共に、Merchant Adventurers も其本部を Antwerp より Calais に移すべきを命ぜられたる如き、危機に處して謬らず、克く其有力なる會社たるの實を證明したりと稱せられて居る。此後、兩國間の修交の回復せられしは、同九六年に於ける Intercursus Magnus なる條約により、兩國民各々の相互取引の自由。商人、海員等が護身用の武器を携帶し得る事。或は漁業。海賊。兩國の敵國船舶に關し。兩國船舶の避難。兩國海岸に於ける難破船内の貨物所有權。海上掠奪防止に對する方策。兩國商人の國内居住及他の如何なる國民とも同一待遇を受くべき事。他國より英國に齎らすため、金銀地金のエーデルランドを通過輸送し得べき事。其他の規約を締結したるものである。(Lucas: English Overseas Enterprise p. 66-8: Macpherson: Annals. vol. II. p. 8-10.)

英國の政治的中心たる、ロンドンは、又商業的中心をなし、Merchant Adventurers の發生地にして特に Mercers Guild に最も密接なる關係を有するは既に記した所である。斯くて、ロンドン商人は其勢力を利用して、當初 6s 8d の入社金は後には 100 s. Flemish となり、遂には英貨 £20 に引上げ、之によりて、ロンドン以外の商人が、該貿易に從事するを得ざらしめ、其利益を壟斷せんと企てたのである。其結果、〈ンリー七世の治世に到るまで、殆と同社の全員はロンドン商人にして、其統轄の任にあるもの

は海外在住のロンドン商人である。全べて同社に屬するを得ざる商人は該貿易に携るを得ず、主要物産たる織物は、販路を制限せらるゝことなり、已むなくロンドンに輸送して、生産費以下にてすら賣却するの已むなきに到る。加之、同商社によりて輸入せらるる、外國品は、異常の高價となり、都市の繁榮を阻害し、國庫への關稅收入を減少せしむるに到り、一般の利益に反するものと認められ、茲に一四九六年の法令により、入社金の額を制限して £6 13 s. 4d. を超ゆべからずとし、右の金額を支拂ふ時は、總ての英國人は今後、自由に、該貿易に從事することを得べきものと定め、其排他的性質を緩和すると同時に、入社金賦課を公認し、Merchant Adventurers の地位を鞏固なるものとなしたのである。(Schanz: Handels Politik vol. I p. 341-2. Macpherson, Annals. II. p. 15-6. Lucas: 前揭 p. 69-70)

而して、右の法令は更に次の如き、〈ンリー七世及フイリップ大公(Sovereign of Netherland)との間の條約によりて踵がれた。即、英國產毛織物に對する、1 florin の新關稅及其他の新稅は之を悉く廢止し、大公領内に於ては、唯 Flanders を除く(同地織物工業保護のため)以外の地に於て英國製毛織物は自由に輸入せられ、販賣され得べき事。並に、大公及其後繼者が、課稅をなすが如き事ある場合には英國王は本條約及既存、諸條約を破棄し、エーデルランド、との通商を絕つの自由を有すべき旨を約定した (Macpherson: Annals II. 16-17) 斯く、同貿易の發展を計りし、〈ンリー七世は、更に完全なる組織制度を與へんとした。一五〇五年。當時 Calais にありし、Merchant Adventurers に對して、Charter 發せられ、初めて、公文書に其

名稱を記された。

全、立法、司法、行政の權は一人の Governor 及二十四人の Assistant よりなる執政機關の掌握する所にして、之等諸役員は重要地に於ける同社員の全員によりなる、General Court によりて選任せらる。其海外にあると、國內にあるとを問はず、全社員は悉く、右の Governing Body 及 General Court に服從し、其地方役員の選任にも尙、その指揮を仰ぐ事とし、極めて大なる權能を附與した。

茲に到つて、Merchant Adventurers の組織は極めて明なるものとなり、五十年後に現はるべき最初の、株式會社に於ける營利團體の觀念と極めて近似せるものであると稱せられる。

而して、斯る敕令並に、既存の諸敕令は皆悉く、Better Government を齎らさんとするにありて、不整、不秩序の貿易に反して、制規あり、秩序ある貿易こそ、之が眞の目的をなすものである。(Lucas. 前揭 p. 77 p. 121-2)

然らば Merchant Adventurers をして行はしめんとする、制規あり、秩序ある貿易は果して、如何なる利益を有し、如何なる論據によりて主張され得べきものであるか。

此點に關して、最も明に、Regulated Trade の利益を高唱せる者は、同社の書記たりし、John Wheeler にして、彼の著。A Treatise of Commerce. wherein are shewed the commodities arising by a well ordered and ruled Trade, such as that of the Societie of Merchants Adventurers is proved to be: 1601 に其主張を知るを得る。

Wheeler 曰く。凡そ、政府並に君主の政治のなすべきものに二事あり。一は人民の人格上の支配にして、他は、人間社會の維持に適當、便宜なる諸物の支配である。而して、吾人の論ずべき對象をなすものは、前者に非らずして寧ろ後事にして人間の諸行爲、並に感情の主として之に對して嚮導せられ、其精神力の覺醒及努力のみならず、勞働及苦痛すら尙敢て爲さるる、人間社會の維持に適當、便宜なる、諸物の支配に關す。(同書、五—六頁)

而して、彼が其書中、Merchant Adventurers に關して記述すべき事項を揭げて。其起源創設。從來有したりし地位。並に、其狀態、其支配統轄、及其維持によりて國家に齎らさるべき諸利益。等となして居る。(同上九頁)

彼が、同社の貿易によりて、國家に齎らさるべき利益となせる所は曰く、一、同社の社員及各部の適當にして秩序ある支配統轄、二、英國及其隣邦の修交並に通商の保全、三、英國品の輸出を增進し其の價格を維持し、外國品を廉價に輸入す。四、國家の海運を維特發展せしむ。五、國王の租稅、關稅の收入を增加す。六、國內、國外に於て、國王並に國家の業務を代行する事。

總べて之等の便益は、Merchant Adventurers によりて齎らさるべき所にして、若し、悉く其希望の容れらるる時は、上記の諸點は更によく、成就、貫徹せらるべし。而も Merchant Adventurers なくしては、上記の諸利益の國家に齎らさるべきもの、極めて僅少なるか或は絕無なるべしと。(同書二五—二六)

斯くて、彼は、其利益となす所を逐次詳述する。(未完)